

中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱

制定 平成29年3月31日付け28農振第2275号
最終改定 令和3年4月1日付け2農振第3582号
農林水産事務次官依命通知

第1 目的及び趣旨

食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性とともにも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれている。一方、平地に比べ豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域である。

このため、女性や高齢者を含め経営規模の大小にかかわらず意欲をもった前向きな経営者が活躍できる多様な経営を育み、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした経営の展開を通じて、中山間地農業を元気にしていく必要がある。

これらを踏まえ、中山間地農業ルネッサンス事業（以下「本事業」という。）により、中山間地の多様な取組を後押しする。

第2 地域別農業振興計画

本事業を実施するに当たって、都道府県は、毎年度、中山間地農業振興指針（平成29年3月1日付け28農振第1964号農村振興局長通知）に示す関係市町村の「将来ビジョン」の内容を反映し、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するものとする。その記載する内容については、農林水産省農村振興局長、食料産業局長、生産局長、経営局長及び林野庁長官（以下「農村振興局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

なお、振興計画策定に当たっては、関係市町村と緊密に連携するものとする。

また、山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定により策定された山村振興計画及び棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画については、振興計画とみなすことができる。

第3 事業の内容

1 対象事業

(1) 中山間地農業推進対策

中山間地農業推進対策は、地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保、育成等や、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組に加え、中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等を支援するものとする。

(2) 支援事業

支援事業は、振興計画に基づき実施する次のア及びイの事業とし、その具体的な内容は農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

ア 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地における農地の集積、高収益作物の導入、加工・販売など、経営規模の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援する事業。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進する事業。

イ 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

農地・水路等の維持管理を行う共同活動等を支援する事業。兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援する事業。

2 事業実施主体

事業実施主体は、1に掲げる対象事業ごとに農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

3 対象地域

振興計画の対象地域は次のアからシまでの地域とする。

ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域

イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)

エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

カ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄

キ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島

- ク 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島
- ケ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- コ 棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- サ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和 27 年法律第 135 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が 15 度以上の地域(水田地帯を除く。)
- シ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域

第 4 事業の手続

1 振興計画の策定

- (1) 都道府県知事は、振興計画を作成し、関係市町村の「将来ビジョン」を添付した上で、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に当該実施年度の前年度の 1 月末までに提出するものとする。なお、2 年目以降は、前年度の事業実施状況も踏まえ作成するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された振興計画の内容を審査し、これを適当と認めるときは、振興計画を認定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の審査に当たっては、外部有識者等の意見を聴くものとする。
- (4) 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、(2)により認定したときは、農村振興局長に報告するものとする。
- (5) 農村振興局長は、(2)により北海道の振興計画を認定したときは、北海道農政事務所に報告するものとする。

2 1 の手続は、農村振興局長等が別に定める様式により行うものとする。

3 都道府県知事は、認定後の振興計画について、農村振興局長等が別に定める対象事業の変更を行う場合は、変更後の振興計画を地方農政局長等に提出することにより、地方農政局長等への届出を行うものとする。

4 都道府県知事は、認定後の振興計画について、農村振興局長等が別に定める重要な変更を行う場合は、1 の規定を準用する。

第 5 助成

国は、予算の範囲内において、振興計画に位置付けられた支援事業の実施に要する経費に充てるため、農村振興局長等が別に定めるところにより助成するものとする。

第6 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4の1の(1)の平成29年度の振興計画の提出は、第4の1の(1)の規定にかかわらず、平成29年5月10日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。